

## 公益財団法人江東区健康スポーツ公社管理運営施設における 自動販売機による清涼飲料水等の販売設置運営事業者募集要項

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）では、令和8年4月1日より管理運営施設内における自動販売機による清涼飲料水等の販売を行う設置運営事業者（以下「事業者」という。）を以下条件のもとで募集する。

### 1 募集事業者

3に記載の設置場所における自動販売機による清涼飲料水等の販売を行う事業者

### 2 募集事業者数及び設置台数

募集事業者数 最大2社

設置台数 3台（1契約案件を1台または2台とし、2件の契約案件とする。）

### 3 設置場所（設置場所の詳細は別紙参照）

施設名	住所	設置台数
江東区スポーツ会館	江東区北砂1-2-9	3台

### 4 応募資格及び要件

応募できる事業者は、江東区内に本店、支店、または営業所、事業所等を有する法人とし、9に記載のある運営条件を満たすことが可能な事業者で、自動販売機の設置及び管理業務を履行する能力があると公社が認める者。

ただし、次のいずれかの条項に該当する場合は応募できない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始申立てがなされている者。
- (2) 自動販売機の設置業務（自ら管理するものに限る）について、1年以上の実績を有していない者。
- (3) 乳類を販売する場合は、食品衛生上の営業許可等の免許を有していない者。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納している者。
- (5) 今年度当初から公募期間までの間、当該営業などの営業に関して、行政処分を受けているか、公衆衛生上重大な事故をおこしている者。
- (6) 暴力団関係者が役員である法人、または暴力団関係者が実質的に関与している法人である者。
- (7) 緊急を要する場合、速やかに適切な対応ができない者。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及

びその役員又は構成員に該当する者。

## 5 契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年）

※改修工事に伴う休館からの営業再開は、令和8年4月20日（月）を予定。

## 6 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

内 容	日 程
募集受付	令和8年1月7日（水）～令和8年1月21日（水） 17時まで
質問の受付期間	令和8年1月7日（水）～令和8年1月11日（日）
質問に対する回答期限	令和8年1月15日（木）
選定結果公表	令和8年2月中旬予定

## 7 質疑・回答

(1) 質問受付期間：令和8年1月7日（水）～令和8年1月11日（日）

(2) 質問方法：所定の質問書（様式第7号）に質問の要旨を簡潔に記載し、以下のメールアドレスへ電子メールで送信すること。メールの件名は

「事業者選定質問書（事業者名）」とすること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

メールアドレス：keiyaku2025@koto-hsc.or.jp

(3) 回答方法：令和8年1月15日（木）までに当公社ホームページにて公表し、個別の回答は行わない。

## 8 応募手続き等

### (1) 応募方法

応募書類の受付期間

令和8年1月7日（水）から1月21日（水）まで

受付時間 午前9時から午後5時まで

※令和8年1月13日（火）は休館日

提出先 江東区東陽二丁目1番1号（江東区健康センター内）

公益財団法人江東区健康スポーツ公社事務局管理係

自動販売機設置運営事業者募集担当

提出方法 窓口に直接持参、または書留での郵送。

- (2) 提出書類
- ① 入札希望届
  - ② 誓約書
  - ③ 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
  - ④ 国税の納税証明書（直近のもので発行後3か月以内のものであり、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額がない証明書）
  - ⑤ 法人事業税の納税証明書（直近のもので発行後3か月以内のもの）
  - ⑥ 設置する自動販売機及び回収ボックス、販売品目のカタログ等。
  - ⑦ 1年以上自動販売機設置業務（自ら管理するものに限る）を実施していることを示すもの。（契約書等（写））
  - ⑧ 委任状または事業所証明書

※契約等の手続きを営業所等の代理人が行う場合には委任状、また、本社との直接契約の場合で、本社の所在地が江東区以外の場合には事業所証明書を提出。

なお、本社との直接契約の場合で本社の所在地が江東区の場合には、⑥は不要。

(3) 指名競争入札

開催日時 令和8年2月5日（木）午後2時  
会 場 江東区健康センター 4階 会議室

(4) 入札参加にあたっての留意事項

- ・入札に係る費用は申込者の負担とする。
- ・提出された書類は一切返却しない。
- ・提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。
- ・本入札は、予定料率を定めており、これを上回らない場合は、3回まで入札を行う。
- ・入札書は、3通用意すること。

## 9 運営条件

(1) 自動販売機本体・販売品目

- ① 規格は、別紙自動販売機契約案件一覧に記載した既存設置寸法と原則同等とすること。  
また、新規の設置場所については、設置可能寸法以下とすること。  
※ 規格について、同等以外を提案する場合は、事前に各施設で寸法を確認のうえ、13に記載の担当に了承を得ること。
- ② 販売品目は、酒類及びその類似品を除くこと。
- ③ デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものでないこと。
- ④ 当たりくじ機能は有しないものとし、音声機能も停止できるものとすること。
- ⑤ 自動販売機の設置にあたっては、日本産業規格（JIS規格）の据付基準または一般社団法人全国清涼飲料工業会の自動販売機据付基準を遵守し、転倒防止対策を施すこと。
- ⑥ ノンフロンタイプ兼消費電力の低減技術を導入した省エネ機能（ヒートポンプ式、高性能真空断熱材採用、LED照明採用等）の導入に努めること。

- ⑦ 原則として、ユニバーサルデザイン仕様（身体障害者対応）の機種とすること。
- ⑧ 原則として、災害時無償提供自動販売機を設置すること。
- ⑨ 原則として、電子マネー対応の自動販売機を設置すること。
- ⑩ 原則として、販売本数が確認できるカウンター付きの機種とすること。
- ⑪ 販売価格は、500mlペットボトルタイプの水が130円、500mlペットボトルタイプのお茶類等が170円、それ以外の商品は140円を基準とすること。なお、物価の上昇等で近傍の売価と比較して明らかに不相当になったときは、協議のうえ、販売価格を改定すること。
- ⑫ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて公社と協議を行うこと。

#### （2）維持管理責任

- ① 自動販売機への商品の補充、衛生管理、環境設備（空き容器の回収など）、保守修理及び売上金の回収等については、事業者が責任をもって行うこと。
- ② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。
- ③ 自動販売機の故障や問合せ、苦情等については、事業者の責任において迅速に対応し、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- ⑤ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨及び偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。
- ⑥ 盗難事故や破損事故等による損害は、公社の責が明らかな場合を除き、全て事業者が負うこと。
- ⑦ その他詳細については、事業者と公社との間で協議のうえ取り決めるものとする。

#### （3）災害時における協力

地震、風水害等の災害時において、来館者、職員、その他関係者の飲料水確保の必要があると公社が判断した時は、公社の要請に基づき販売品を無償提供すること。その場合、自動販売機の取扱いについて公社に必要な助言を行うか、又は自動販売機の操作を行うこと。

## 10 契約条件その他

- （1）公社は、事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。
- （2）事業者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできない。
- （3）公社は、次の各号に該当するときには、契約を取り消し、または変更することができる。

- ① 天変地異等により自動販売機の設置場所が使用不能になったとき。
  - ② 事業者が契約条件に違反したとき。
  - ③ 事業者が応募者の資格及び要件を満たさなくなったとき。
  - ④ 公社が、設置場所を公共に供する必要が生じたとき。
  - ⑤ 江東区が、公社との指定管理者の指定を取り消したとき。
- (4) 事業者は、契約期間満了または契約が解除された場合には、速やかに自らの負担で原状回復すること。

## 1.1 費用負担

事業者は、以下に掲げる経費を負担すること。

### (1) 売上手数料

自動販売機の売上（販売本数×販売価格×消費税）に対し、事業者が入札した売上手数料率により算出した額とする。納付にあたっては、当該月の売上実績を翌月10日までに速やかに報告し、その実績報告書を基に施設管理者が発行する請求書により指定する期日までに納入すること。

### (2) 電気使用負担金

電気使用量計測用計量器を用いて電気使用量を計測する。計量器の設置、電気使用料金は事業者による自己負担とし、支払い方法は売上手数料と同様とする。

### (3) その他必要経費

自動販売機の設置、交換、移動、撤去、安全対策、維持管理、保健所への届出、電力使用量計測用計量器設置費用等に要する経費は事業者による自己負担とする。

## 1.2 事業者の決定方法

### (1) 選定方法

指名競争入札

公社に対して支払う売上手数料率が高い事業者に決定する。

## 1.3 決定事業者の提出書類

事業者に決定した者が、乳類を販売する場合については、別途指定する期日までに食品衛生上の営業許可等の免許写しを提出すること。

## 1.4 事業者決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なしで、1.3で記載の書類を提出しない場合。
- (2) 事業者が応募者の資格及び要件を満たさなくなった場合。
- (3) その他事業者が契約の相手方として不適当と認められる場合。

## 15 問合せ先

公益財団法人江東区健康スポーツ公社事務局管理係  
自動販売機設置運営事業者募集担当 前田、高取  
電話 03 (3647) 5402